

青少年をインターネットの青少年有害情報から守る取組について

青少年インターネット環境整備法施行(H21.4.1)

【保護者の責務】

青少年が使用する携帯電話を購入する場合には、その旨申し出る。

【携帯事業者の責務】

青少年が利用する場合には、フィルタリングサービスを提供する。

実 態

保護者が申し出れば、**口頭であっても理由の如何を問わず**フィルタリングの解除が可能

埼 玉 県 の 取 組 状 況

○ 青少年健全育成条例
(一部改正)の施行

施行日：平成22年10月1日

【条例の内容】

- 1 保護者は、正当な理由がなければフィルタリングを解除できない
 <正当な理由>
 - ①就労し、業務上必要な場合
 - ②障害や疾病があり、日常生活に支障がある場合
 - ③保護者が青少年の利用状況を適切に把握する場合
- 2 事業者は、青少年又は保護者に対して口頭説明や説明書の交付
- 3 県は携帯電話販売店への立入調査を実施
- 4 知事は、条例を遵守しない事業者に対して、勧告、公表

【県民への周知方法】

- 県ホームページの活用
- 彩の国だより(10月号)掲載
- JR車内での中吊り広告
- リーフレットの作成・配布

○ ネットアドバイザー
の養成・派遣

【目 的】

- ・ 携帯電話の危険性や保護者の役割などについて、小学生の保護者を啓発

【応募状況等】

応募者	796名
受講者	158名
活動者	130名

【講座内容】

1日6時間の講義を
2日間(計12時間)受講

〔プレゼン指導
ワークショップなど〕

【派遣実績】

303団体(約20,230名)

(平成23年8月末現在)

【その他】

月例研修会の実施

○ 九都県市での共同取組

第58回九都県首脳会議における埼玉県提案(平成22年11月15日)
「青少年をインターネットの青少年有害情報から守る取組について」

【提案内容】

- 国に対して、フィルタリング解除の厳格化を求めるなど青少年インターネット環境整備法の改正を要望すること
- 九都県市共同で、一定の基準を満たした携帯電話の機種や機能を推奨することを検討すること

【これまでの取組】

- 青少年インターネット環境整備法の改正要望(平成22年12月3日)
 <国の動向>
 一部認容の方向
- 青少年をインターネットの青少年有害情報から守る研究会の設置・開催(1月、4月、5月、7月、9月)
 <決定事項>
 - ・ 「概ね小学生程度」「概ね中学生以上」に区分し、それぞれにおける推奨基準を作成し認定すること
 - ・ 必要に応じて、携帯電話事業者等は九都県市推奨マークを利用できる

<実施時期>

平成23年11月頃(予定)